

委員 長 報 告 書

さる 2 月 22 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第10号 国保の県単位化にあたって、保険料負担が増えることがない
よう求める請願について
請願第11号 介護保険の給付縮小・負担増の中止と、保険料の軽減、介護
従事者の処遇改善を求める請願について

を審査するため、3月2日に委員会を開催し、慎重審査の結果、請願第10号は賛成少数で不採択とすべきもの、請願第11号は全会一致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第10号の主旨は、国民健康保険の財政運営が市町村から県に移行し国民健康保険事業納付金制度の導入に伴い、保険税の負担増の軽減、窓口一部負担金に対する減免条例の制定、滞納世帯に対する差し押さえのとりやめ、国庫負担の増額を求めるものである。

委員から、当局に対し、窓口一部負担金に対する減免措置の実績と減免規則の広報について ただしがあり、減免措置の実績は台風第21号の際に4件の申請があった。広報については被保険者の保険証の送付時に被保険者に対し周知を図っている との答弁がありました。

紹介議員に対し、国民健康保険の財政運営が県に移行されることにより保険税は増額するのか とただしがあり、本市での運営であれば国民健康保険事業基金の取り崩しなど独自で保険税の抑制策を講じることができ、県での運営の場合は、国による激変緩和措置が今後も同じように継続すれば保険税の急激な変動はないと考える との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、国の制度改正により市町村から都道府県の運営になることにより、都道府県単位で保険税を統一し増額となるところもあるが和歌山県においては増額しないこと、窓口一部負担金免

除に係る規則の更なる周知と滞納世帯に対する差し押さえの取りやめ、また払える保険税にするため国庫負担の増額を求め、本請願に賛成するとの討論がありました。

請願第 11 号の主旨は、国において介護保険制度の見直しの検討が進められているなかで、生活援助等の給付対象の縮小と利用者負担増の検討の中止、介護従事者の処遇改善、国庫負担の増額を求めるよう国に対し働きかけを求めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。